



よくあるご質問について

よくあるご質問を以下にまとめました。ご不明な点につきましては、まずこちらをご覧ください。

なお、その他ご質問につきましては、「同居家族でStay Hotel」宿泊プランを取り扱っている宿泊施設へ直接お問い合わせください。(事務局では、個別の宿泊プラン等の具体的な案内を行っておりません。)

	ご質問	ご回答
1	「同居家族でStay Hotel」を申し込むにはどうしたらよいですか？	当事業サイト内の ・「 宿泊可能施設一覧 」より 販売対象事業者(宿泊施設) をご確認いただき、 直接宿泊施設にご予約ください。
2	事業の利用の対象者は？	沖縄県内在住の同居家族または個人が対象となります。 県内在住の個人または同居家族であることの確認は以下のタイミングで行われます。 宿泊施設チェックイン時: 宿泊施設チェックインの際に県内在住の個人または同居家族である旨を証明できる書類をご提示ください。
3	宿泊の代表者(申込・購入)が県内在住者であればよいのか？	1人1人に補助額の適用をする場合は、 全員が県内在住の同居家族である必要があります。
4	県内在住であることを確認する書類とは？	・運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号カード)など本人を確認でき県内住所が記載されている公的書類。 詳しくは【 県内在住者確認書類に関するご案内 】(2~3ページ)をご参照ください。
5	子供の本人確認書類はどのようにするか？	住民票、マイナンバーカード等の公的証明書、健康保険証などで本人確認を行ってください。
6	利用者が助成金を申請するのか？	利用者は販売対象宿泊施設の商品を購入する際に、補助を受ける形となりますので 直接申請はいたしません。
7	補助額は、1人当たりの金額なのか？ 1泊ごと適用されるのか？	おひとり様1泊あたりの補助金額(5,000円) です。 宿泊代金が5,000円以下の宿泊商品は補助の対象外となります。
8	国、県、市町村が実施する補助(例:GoToトラベル、ハピトク沖縄など)との併用はできるのか？	併用できません。
9	2月10日前に予約、または支払ったものは対象となりますか？	対象にはなりません。 2/10以降の受付、宿泊が対象となります。
10	いつから、いつまでのものが対象ですか？	2月10日チェックイン、3月1日チェックアウトの宿泊を含む宿泊商品が対象となります。
11	食事が付かない宿泊のみの宿泊商品は対象になるのか？	2食付きの宿泊を伴う宿泊商品のみが対象となります。
12	連泊の利用は対象となるのか？	2連泊までの利用は対象となります。
13	連泊の場合の補助額の考え方は？	補助額は、1人1泊あたりの補助額となります。 2泊の場合、1人当たりの補助金額は10,000円となります。
14	利用回数の上限はあるのか？	利用回数の上限はありません。
15	旅行会社やオンライン旅行サイトから予約した宿泊は補助の対象になるのか？	本事業の販売対象宿泊施設が利用者に直接販売する宿泊商品のみ補助の対象となるため、 旅行会社やオンライン旅行サイトから予約・購入した場合、補助の対象にはなりません。



【重要なお知らせ】 県内在住者確認書類に関するご案内

「同居家族でStay Hotel」対象宿泊商品のご利用にあたっては、
宿泊施設ご利用時に「沖縄県内在住の個人または同居家族であること」の確認を行います。

「沖縄県内在住の個人または同居家族であること」の確認は本人確認書類により実施いたしますので、
ご利用者全員分の本人確認書類を必ずご提示ください。

※ ご提示いただけない場合には、本事業の補助を受けることができません。(この場合において、宿泊商品ご購入後であった場合には、補助の対象外となるため、後日販売宿泊施設から補助額相当分の金額が請求されます。くれぐれもご注意ください。)

【本人確認書類として認められるものの例】

※ 本人確認書類に記載された住所が現在の住所でない場合は、現住所が記載された他の証明書類(補助書類)を合わせてご提示ください。(3ページ参照)

※ 宿泊施設が特に定める場合は、当該宿泊施設の定めに従ってください。

本人確認書類	ご注意事項
運転免許証 運転経歴証明書(顔写真あり)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 住所の変更がある場合は、現住所が記載されている裏面もご提示ください。 ➤ 運転経歴証明書は、平成24年4月1日以降に交付されたものに限りです。
パスポート(日本国旅券)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現住所が記載されているものであることが必要です。
健康保険証	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現住所が記載されているものであることが必要です。
個人番号カード(顔写真あり)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現住所が記載されているものが必要です。 ➤ 顔写真なしの個人番号カード、個人番号通知カードの場合は、必ず補助書類を組み合わせでご提示ください。
住民基本台帳カード(顔写真あり)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 住所の変更がある場合は、現住所が記載されている裏面もご提示ください。 ➤ 顔写真なしの住民基本台帳カードの場合は、必ず補助書類を組み合わせでご提示ください。
外国人登録証明書 在留カード 特別永住者証明書	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現住所が記載されているものが必要です。また、変更の記載がある場合は、変更内容が記載されている裏面もご提示ください。 ➤ 日本国籍をお持ちでない方で、在留期限がある方がお申し込みをされる場合には、在留期限が確認できる書類が必要です。
住民票の写し(個人番号の記載がないもの) 印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現住所が記載された発行日から3か月以内のものに限りです。
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 氏名・住所・生年月日が記載されている面をご提示ください。 ➤ 写真貼付欄があるものについては、写真貼付のものをご提示ください。
顔写真付きの公的証明書類	(例)国会議員の証明書、写真ありの中学・高校・大学・専修学校等の学生証 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 氏名・住所が記載されているものであることが必要です。
各種年金手帳 母子手帳 官公庁から発行または発給された書類で、氏名・住所及び生年月日の記載があるもの	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 母子健康手帳は、母および子の証明書類として使用できます。また、子の場合は出生届出済証明のある手帳に限りです。

【本人確認書類がない場合/本人確認書類記載の住所が現住所でない場合】

2ページに記載した本人確認書類をお持ちでない場合は、以下の書類をご提示ください。

また、本人確認書類に記載された住所が現在の住所でない場合は、現住所が記載された他の証明書類(補助書類)を合わせてご提示ください。

※ 宿泊施設が特に定める場合は、当該宿泊施設の定めに従ってください。

補助書類	ご注意事項
国税(地方税)の領収証書または納税証明 書	➤ 発行日から3か月以内で、現住所および氏名が記載されているものに限り ます。
社会保険料の領収証書	➤ 発行日から3か月以内で、現住所および氏名が記載されているものに限り ます。
公共料金(電気・ガス・水道・NHK・固定電 話)の領収証書 ※携帯電話の領収証書は利用できません。	➤ 発行日から3か月以内で、現住所および氏名が記載されている領収印がある領収証書、または発行日(口座引落日)および現住所が記載されている口座振替済通知書に限り ます。
官公庁から発行または発給された書類で、 氏名及び住所の記載があるもの	➤ 発行日から3か月以内のものに限り ます。